

移動等円滑化取組報告書（旅客船ターミナル）

（令和5年度）

住 所 鹿児島県鹿児島市桜島横山町61-4

事業者名 鹿児島市船舶局

代表者名 船舶事業管理者 船舶局長 橋口 訓彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客船ターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客船ターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 旅客船ターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期点検の実施	・新しく建設した桜島フェリーターミナルやバリアフリー対応船については、公共交通移動等円滑化基準を維持するため、定期的な点検等を行い必要な措置を講ずる。	建物に設置されたエレベーター及びエスからーターの設備の点検を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗下船時の補助サービスの提供	・車椅子利用者や介助が必要な高齢者等に対し、必要な支援を行う。 ・誘導員に対して作業指針を作成し、介助が必要な利用者への補助の徹底を図る。	・乗下船時に介助が必要の方の支援を行った。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー船の運航状況の案内	・バリアフリー船の運航状況をHPやターミナル内で情報提供を行う。 ・出港前に、バリアフリー船か非バリアフリー船の館内放送を行うとともに、必要な介助を行う。	・HP等での情報提供とともに、出港前の館内放送を行った。 ・出航する船が、バリアフリー船か非バリアフリー船かの表示を増設した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に、鹿児島市が作成した「障害のある方への配慮マニュアル」を配付し、職員の意識向上を図る。 ・すべての職員を対象に、接遇研修を引き続き実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルを配布し、接遇研修を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客船ターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見箱、HPや電話等に寄せられる当事者からの意見を把握・共有することで、障害者や高齢者等の利用者の利便性の向上を図った。
--

(3) 報告書の公表方法

<p>本局ホームページにて公表する。(公表URL: https://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/gaiyo/sonota.html)</p>
--

(4) その他

--

II 旅客船ターミナルの移動等円滑化の達成状況（旅客船ターミナルごとに記入）

（令和6年3月31日現在）

旅客船ターミナルの名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	乗船場所の数	段差が解消されている乗船場所の数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無
	県 市	人							
桜島港フェリーターミナル	鹿児島市	6,487	○	○	3	3	○	○	○
(合計) 計1ターミナル									

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の旅客船ターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の旅客船ターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第11号様式)

注1. 旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

3. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

4. 乗船場所の数の欄には、岸壁、浮棧橋等をそれぞれ一の乗船場所としてそれらの合計数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

5. 段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

6. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

7. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

8. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

9. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

10. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

11. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。